

笠岡市認知症カフェ運営事業費補助金交付要綱をここに公布する。

令和元年8月20日

笠岡市長 小林 嘉文

笠岡市認知症カフェ運営事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和元年8月20日

笠岡市長 小林 嘉文

笠岡市告示第94号

笠岡市認知症カフェ運営事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症の人とその家族が通うことができる場として実施する認知症カフェの運営に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、笠岡市補助金等交付規則（昭和60年笠岡市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症カフェ 認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を目指した活動などができる場所のことをいう。
- (2) 認知症サポーターステップアップ講座 市が実施し、認知症サポーター養成講座を修了した人（以下「認知症サポーター」という。）が受講する認知症サポーター上級者育成講座のことをいう。
- (3) オレンジリング 認知症サポーターに対して配布するだいたい色の腕輪のことをいう。
- (4) おれんじドア 笠岡市が実施する認知症の当事者と当事者が対話する相談窓口のことをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内において運営する認知症カフェのうち、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 認知症の人やその家族が毎回参加し、継続して通える場となるよう、実施場所や雰囲気について配慮する事業であること。

- (2) 認知症サポーターステップアップ講座を修了した市民ボランティアが、参加者全体の1割を占める割合で参加し、認知症の人やその家族が安心して過ごせる環境づくりを行っている事業であること。
- (3) 年1回以上、認知症に関する正しい知識や社会資源等の情報を取り入れた事業を実施するものであること。
- (4) 定期的かつ毎回2時間以上開催する事業であること。
- (5) 10人以上が活動できる適切な広さがある場所を実施する事業であること。
- (6) 相談支援が必要な認知症の人や家族がいる場合は、おれんじドアと連携を図るものであること。
- (7) 笠岡市や社会福祉協議会等の関係機関及び認知症地域支援推進員と連携を図り、認知症の人やその家族への適切なサポートが実施できる体制を整備するものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす団体又は個人（以下「団体等」という。）とする。

- (1) 笠岡市民を利用対象者とする認知症カフェを運営する団体等
- (2) 適切な事業運営ができると市長が認める団体等
- (3) 宗教活動又は政治活動が主たる目的ではない団体等
- (4) 笠岡市の事務事業からの暴力団等排除対策要綱（平成25年笠岡市告示第23号）

第2条第1号から第4号までの規定に該当しない団体等

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費とする。ただし、次に掲げる経費は、対象としない。

- (1) 特定の個人が所有し、又は占有する物品の購入に要する経費
- (2) 認知症カフェの運営に関わる構成員による会合等の飲食費
- (3) 認知症カフェの運営に関わる構成員に対する人件費及び謝礼
- (4) 補助事業の経費であることを明確に識別することが困難な経費
- (5) その他市長が適当でないと認める経費

(補助金額)

第6条 補助金額は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運営経費補助金 事業に要する補助対象経費のうち必要な額とし、3万円を上限とする。
- (2) 初期経費補助金 新規に認知症カフェを開設するために必要な額とし、5万円を上

限とする。

2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、笠岡市認知症カフェ運営事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に申請するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 補助事業に係る経費の収支予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じてヒアリングによる審査を行い、適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付を決定したときは、笠岡市認知症カフェ運営事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに笠岡市認知症カフェ運営事業費補助金実績報告書（様式第3号）に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

(1) 事業実施報告書

(2) 補助事業に係る経費の収支決算書

(3) 補助事業の実施に係る領収書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じ現地調査等を行い、第8条第2項の補助金交付決定通知の補助金額の範囲内において、補助金額を確定し、笠岡市認知症カフェ運営事業費補助金確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

経費	内容
報償費	講師への謝礼等
需用費	認知症カフェにおけるサービス提供に係る茶菓代，事務用品等の購入費，チラシの印刷代等
役務費	切手代，はがき代，各種保険料等
使用料及び賃借料	会場借上料，機器借上料等
備品購入費	机，椅子の購入費等

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

笠岡市長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は団体の名称
及び代表者氏名 印
(連絡先)

笠岡市認知症カフェ運営事業費補助金交付申請書

笠岡市認知症カフェ運営事業費補助金の交付を受けたいので、笠岡市認知症カフェ運営事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 認知症カフェの名称

- 2 交付申請額 円
 (内訳) 運営経費補助金 円
 初期経費補助金 円

- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 補助事業に係る経費の収支予算書
 - (3) その他必要に応じて指示する書類

様式第2号（第8条関係）

笠岡市指令 第 号
年 月 日

様

笠岡市長

笠岡市認知症カフェ運営事業費補助金交付決定通知書

年 月 付けで申請のありました笠岡市認知症カフェ運営事業費補助金の交付については、次のとおり決定しましたので、笠岡市認知症カフェ運営事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 認知症カフェの名称
- 2 補助金交付決定額 円
（内訳）運営経費補助金 円
初期経費補助金 円

年 月 日

笠岡市長 様

住所又は所在地

氏名又は団体の名称

及び代表者氏名

印

（連絡先）

笠岡市認知症カフェ運営事業費補助金実績報告書

年 月 付け，笠岡市指令 第 号により補助金の交付決定を受けた笠岡市認知症カフェ運営事業費補助金について，補助事業が完了したので，笠岡市認知症カフェ運営事業費補助金交付要綱第9条の規定により，関係書類を添えて報告します。

1 認知症カフェの名称

2 補助事業に要した経費及び補助金額

(1) 運営経費補助金

要した経費	円	補助金額	円
-------	---	------	---

(2) 初期経費補助金

要した経費	円	補助金額	円
-------	---	------	---

3 添付書類

(1) 事業実施報告書

(2) 補助事業に係る経費の収支決算書

(3) 補助事業の実施に係る領収書の写し

(4) その他必要に応じて指示する書類

様式第4号（第10条関係）

笠岡市指令 第 号
年 月 日

様

笠岡市長

笠岡市認知症カフェ運営事業費補助金交付決定通知書

年 月 付け、笠岡市指令 第 号で交付決定をした笠岡市認知症カフェ運営事業費補助金の額を、年 月 日付けで提出のあった実績報告書に基づき、次のとおり確定しましたので、笠岡市認知症カフェ運営事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 認知症カフェの名称 | |
| 2 | 交付決定額 | 円 |
| | （内訳）運営経費補助金 | 円 |
| | 初期経費補助金 | 円 |
| 3 | 交付確定額 | 円 |
| | （内訳）運営経費補助金 | 円 |
| | 初期経費補助金 | 円 |